

税関様式C第3191号

番号

令和 年 月 日

処分に関する意見聴取等の通知書

殿

税関長

について関税法第 条第 項の規定に基づく処分に関し、  
意見の聴取を行う必要がありますので、下記により出頭して下さい。

記

1. 処分の内容
2. 処分の原因となる事実
3. 意見聴取の期日及び場所
4. 意見聴取に係る問合せ先  
税関 部門

(注1) 意見聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

(注2) 意見聴取が終結するまでの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。